

議員提出議案第五号

箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月一日提出

箕面市議会議員 堀江 優

同 尾崎夏樹

同 神代繁近

同 武智秀生

箕面市条例第 号

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和二年八月二十九日から同日において在職する議員の任期の満了の日等までの間における議員等に支給する議員報酬の額の特例）

9 令和二年八月二十九日から同日において在職する議員の任期の満了の日（その日までに議会の解散による任期の終了があつたときは、当該任期の終了の日とする。）までの間における市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額については、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、当該期間に支給する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、別表に定める額とする。

市議会		
議長	副議長	議員
月額		
五七六、〇〇〇円	五二八、〇〇〇円	四八八、〇〇〇円

附 則

この条例は、令和二年八月二十九日から施行する。

（提案理由）

令和二年八月二十九日から同日において在職する議員の任期の満了の日等までの間における議員報酬の額に関する特例を定めるため、本条例を改正するものである。